

## 千葉県生活交通バス路線維持確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民の生活に不可欠な既存バス路線の維持確保を目的に、路線バス事業者に対して、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路線バス事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行い、千葉市内を走行する路線バス(高速バス除く)を運行する者をいう。

(2) 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間をいう。

(3) 地域キロ当たり標準経常費用

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。)別表4の注2に規定する地域キロ当たり標準経常費用(地域区分千葉)をいう。

(4) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

乗合バス事業の経常費用を実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

(5) 補助対象経常費用

第3号に規定する地域キロ当たり標準経常費用と前号に規定する乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

(6) 路線・系統キロ程

起点から終点までのバスの道のり距離をいう。

(7) 公共交通不便地域

千葉県地域公共交通計画(令和4年3月策定)に定めるエリア区分Dに該当する地域をいう。

(補助対象路線・系統等)

第3条 市長は、補助対象路線・系統の選定に際し、路線バス事業者に対し、別途定める千葉市生活交通バス路線維持確保補助金支援路線希望調査（以下、「希望調査」という）を実施するものとする。

2 補助対象事業者、補助対象路線・系統、補助対象経費、交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、規則第3条第1項の規定により、千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付申請書兼請求書（(第1号様式)以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第5条 市長は、第4条の規定により申請がなされた場合は、申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは、規則第4条第1項の規定により千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに補助金を交付する。

3 市長は、審査の結果、補助金の交付をしない決定をしたときは、規則第4条第3項の規定により千葉市生活交通バス路線維持確保補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(運行計画の変更)

第6条 申請者は前条による交付の決定及び確定後に支援対象路線・系統の運行計画を変更するときは、速やかに運行計画変更届出書（第4号様式）を提出しなくてはならない。

2 申請者が、前項の変更により運行の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、補助金の額の全部又は一部を取消し減額する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(決定の取消通知)

第7条 前条及び規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付決定取消通知書（第5号様式）によるものとする。

(返還命令)

第8条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市生活交通バス路線維持確保補助金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第9条 市長は、補助金交付の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

第3条 別表

補助対象者	補助対象路線・系統	補助対象経費	交付額
<p>路線バス事業者</p>	<p>申請のあった路線・系統のうち、以下の各号に該当し、市長が当該路線・系統の維持確保が必要と認めたもの</p> <p>(1) 生活地から最寄りの鉄軌道駅への需要（鉄軌道の駅等に接続する路線バスへの需要含む）又は総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等の生活基盤への需要を満たす</p> <p>(2) 当該路線・系統の運送収入等では維持・確保が困難であり、今後、廃止や大幅な減便等が危惧される</p> <p>(3) 輸送量が15人以上及び運行回数が原則片道10回以上である</p> <p>(4) 当該路線・系統の廃止等により公共交通不便地域が拡大するなど、市民生活への大きな影響があると認められる</p> <p>(5) 前号の他、市長が特別に必要と認めたもの。</p>	<p>補助対象経常費用と経常収益の差額。</p> <p>ただし、補助対象路線・系統に市外乗り入れ部分がある場合における補助対象経費の額は、前号で得た額に、当該補助対象路線・系統の市内に係るキロ程の路線・系統キロ程に対する割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>補助対象経費の額以内で市長が定めた額。</p> <p>ただし、補助事業者が国等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から国等の交付金額を除いた額以内とする。</p>

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

名称

代表者名

連絡先

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付申請書兼請求書

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

記

1 交付申請（請求）内容

路線または系統	申請額

2 申請（請求）額算出内訳

運行計画書のとおり

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

4 添付書類

- ①運行計画書（別紙—1、別紙—2）
- ②運行計画に記載された系統を示した地図
- ③その他市長が必要と認める書類

(あて先) 千葉市長

所在地

名称

代表者名

連絡先

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

## 誓 約 書

年 月 日

今般の千葉市生活交通バス路線維持確保補助金の交付申請に関し、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条に規定する暴力団、暴排条例第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等、暴排条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当していないことを誓約するとともに、当該措置要件の該当の有無について千葉県警察に照会されても異議ありません。

第2号様式（第5条第2項関係）

千葉市 都交第 号  
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市生活交通バス路線維持確保補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

記

1 交付確定額 円

（交付の条件）

- 1 千葉市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条の規定により、延滞金を市に納付する。
- 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、延滞金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第3号様式（第5条第3項関係）

千葉市 都交第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市生活交通バス路線維持確保補助金について下記のとおり不交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知する。

記

（理由）



第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

名称

代表者名

連絡先

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金運行計画変更届出書

令和 年 月 日付けで提出した運行計画書について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更（予定）年月日

2 変更内容

3 添付書類

運行計画（変更）書

第5号様式（第7条関係）

千葉市 都交第 号  
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した千葉市生活交通バス路線維持確保補助金について、下記の理由により取り消すので通知する。

記

- 1 補助金の交付決定兼確定額 円
- 2 取消理由

第6号様式（第8条関係）

千葉市 都交第 号  
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市生活交通バス路線維持確保補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助金の交付決定兼確定額 円
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還方法

千葉県生活交通バス路線維持確保補助金支援路線 運行計画書

事業者名

担 当

連 絡 先

1. 前年度運行実績

対象期間：令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日					
営業収益		営業外収益		経常収益	
営業費用		営業外費用		経常費用①	
営業損益		営業外損益		経常損益	
バス事業の期間内実車走行キロ数②				km	

2. キロ当たりの補助対象経常費用

乗合バス事業者キロ当たり 経常費用 (①÷②) ③	地域キロ当たり 標準経常費用 ④	キロ当たりの 補助対象経常費用 (③又は④の少ない方の額) ⑤

3. 支援（希望）対象路線

申請番号	路線・系統名	実車走行 キロ (運行計画表 f)	キロ 当たり 補助対象 経常費用 ⑤	支援対象 経常費用 (f×⑤) ⑥	運賃等 収入 (運行計画表 k) ⑦	支援 対象額 (⑥-⑦) ⑧	市内 比率 (運行計画表d) ⑨	支援金 要望額 (⑧×⑨)
1								
2								
3								
4								
5								
								0

